

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当F-A d v i s e r の名称】

【担当F-A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当F-A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当F-A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2026 年 3 月 31 日

テクロ株式会社
(Techro Corp.)

代表取締役社長 天野 央登

東京都渋谷区神宮前 1 - 5 - 8
神宮前タワービルディング 1 2 階
(050)7103-9638

経理部長 平井 裕

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03)3666-2321

福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market

また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

テクロ株式会社

<https://techro.co.jp/>

証券会員制法人福岡証券取引所

<https://www.fse.or.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. Fukuoka PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、Fukuoka PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. Fukuoka PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、Fukuoka PRO Market においては、F-Adviser が重要な役割を担います。Fukuoka PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動する F-Adviser を選任する必要があります。F-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、福岡証券取引所のホームページ等に掲げられる Fukuoka PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
4. 福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期中	第10期中	第8期	第9期
会計期間	自2024年 7月1日 至2024年 12月31日	自2025年 7月1日 至2025年 12月31日	自2023年 7月1日 至2024年 6月30日	自2024年 7月1日 至2025年 6月30日
売上高 (千円)	60,491	70,177	126,029	130,431
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△15,151	8,520	△6,784	△12,913
中間純利益又は 中間 (当期) 純損失 (△) (千円)	△15,279	8,874	△6,776	△9,693
資本金 (千円)	4,321	4,321	4,321	4,321
発行済株式総数 (株)	1,030,890	1,030,890	1,030,890	1,030,890
純資産額 (千円)	△13,214	1,246	2,065	△7,627
総資産額 (千円)	50,892	59,395	62,861	52,187
1株当たり純資産額 (円)	△12.82	1.21	2.00	△7.40
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり中間純利益又は1 株当たり中間 (当期) 純損失 (△) (円)	△14.82	8.61	△6.57	△9.40
潜在株式調整後1株当たり中 間 (当期) 純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△26.0	2.1	3.3	△14.6
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△17,741	6,578	921	△15,242
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△120	—	△251	△136
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	7,023	△2,325	22,005	3,768
現金及び現金同等物の中間期 末 (期末) 残高 (千円)	25,983	29,462	36,821	25,210
従業員数 (人)	8	6	7	5
(外、平均臨時雇用者数)	(73)	(90)	(133)	(120)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益については、潜在株式が存在しないため、また、

- 第8期、第9期及び第9期中は1株当たり中間（当期）純損失であるため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 従業員数（契約社員を含む。）は就業人員であり、臨時雇用者数（業務委託社員、アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
6. 第8期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第9期の財務諸表及び第9期中の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査及び中間監査を受けております。また、第10期中の中間財務諸表については、大手前監査法人の期中レビューを受けております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、該当事項はありません。

4【従業員の状況】

（1）発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
6 (90)	39.5	1.8	4,255

- （注）1. 従業員数（契約社員を含む。）は就業人員であり、臨時雇用者数（業務委託社員、アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はマーケティングDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当社は、「モノづくりから、コトづくりへ 繋げよう企業から世界」という経営理念のもと、BtoB企業に特化した伴走型のWebマーケティング支援事業を展開しております。当社はマーケティング施策を代行する実働型支援や、マーケティングの内製化支援を行っており、BtoB企業の抱えるマーケティングに関する課題解決に向けたサービスを提供しております。

当中間会計期間におけるわが国経済は、物価上昇の影響を受けつつも雇用・所得環境の改善に加え、インバウンド需要の回復などを背景に緩やかな回復基調となりました。一方、原材料価格・エネルギー価格の高騰や為替相場の変動等により、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

当社の事業に関連するWebマーケティング業界においては、新型コロナウイルス感染症の拡大以降続いている、営業活動のデジタル化やITツールを活用した業務効率化といったユーザーのデジタルシフトを背景に、従来Webマーケティングに対して積極的に投資を実施してきた大企業に加え、中小企業による導入も進み、市場拡大が続いております。

このような経済状況のもとで、当社は、実働型支援において新規顧客の獲得及びカスタマーサクセスの充実による既存顧客の満足度向上に注力し、付加価値が高く、高単価の契約社数を伸ばしました。また、eラーニングシステム「マーケブル」の成長により、更なる事業の拡大を図りました。

この結果、当中間会計期間においては、売上高70,177千円（前年同期比16.0%増加）、営業利益6,569千円（前年同期は営業損失16,181千円）、経常利益8,520千円（前年同期は経常損失15,151千円）、中間純利益8,874千円（前年同期は中間純損失15,279千円）となりました。

また、当社はマーケティングDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は 29,462 千円で、前事業年度末に比べ 4,252 千円増加しております。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は 6,578 千円（前年同期は 17,741 千円の支出）となりました。主な変動要因は税引前中間純利益の計上 8,520 千円、売上債権の増加額 2,607 千円、前払費用の増加額 1,058 千円、仕入債務の減少額 1,240 千円、減価償却費 1,161 千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において投資活動による資金の増減はありませんでした。（前年同期は 120 千円の支出）

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は 2,325 千円（前年同期は 7,023 千円の収入）となりました。変動要因は短期借入金を返済し、同額の長期借入金を実行したことにより短期借入金の純減少額 13,000 千円、長期借入れによる収入 13,000 千円、長期借入金の返済による支出 2,325 千円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社が提供するサービスの性格上、受注状況の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)	前年同期比 (%)
マーケティングDX事業 (千円)	70,177	116.0
合計 (千円)	70,177	116.0

(注) 1. 当社はマーケティングDX事業の単一セグメントであります。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)		当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社ワイズマン	6,600	10.9	6,900	9.8

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は2025年9月29日に公表した発行情報に記載した「事業等のリスク」について、以下を除き重要な変更はありません。

(1) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当中間会計期間において債務超過を解消し、8,874千円の中間純利益を計上しております。また今後の資金繰りにおいても金融機関からの支援を得ることが出来たことから継続企業の前提に関する重要事象等は存在しないと判断しております。

(2) F-Adviser との契約について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行なっております証券市場 Fukuoka PRO Market の上場企業です。当社では、フィリップ証券株式会社を担当 F-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2024年10月1日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 F-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、Fukuoka PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 F-Adviser を確保できない場合、当社株式は Fukuoka PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<F-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という）は F-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整

理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

- 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
- (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。
- なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
- (a) Fukuoka PRO Market の上場株券等
- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。
- ⑥不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。
- ⑦支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。
- ⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は、有価証券報告書等につき、特定上場有価証券規程及び法令等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。
- ⑨虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- ⑩法令違反及び上場規程違反等
- 甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪株式事務代行機関への委託
- 甲が株式事務を証券会員制法人福岡証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫株式の譲渡制限
- 甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が Fukuoka PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは証券会員制法人福岡証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<F-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を証券会員制法人福岡証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は 50,332 千円で、前事業年度末に比べ 7,977 千円増加しております。現金及び預金の増加 4,252 千円、売掛金の増加 2,607 千円、前払費用の増加 1,058 千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は 9,063 千円で、前事業年度末に比べ 769 千円減少しております。ソフトウェアの減少 1,125 千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は 25,765 千円で、前事業年度末に比べ 8,669 千円減少しております。買掛金の減少 1,240 千円、短期借入金の減少 13,000 千円、1 年内返済予定の長期借入金の増加 3,672 千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は 32,383 千円で、前事業年度末に比べ 7,003 千円増加しております。長期借入金の増加 7,003 千円がその変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は 1,246 千円で、前事業年度末に比べ 8,874 千円増加しております。当中間会計期間の中間純利益の計上 8,874 千円がその変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間会計期間末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	2,969,110	1,030,890	1,030,890	福岡証券取引所 (Fukuoka PRO Market)	単元株式数 100株
計	4,000,000	2,969,110	1,030,890	1,030,890	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減 数(株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残 高 (千円)	資本準備 金 増減額 (千円)	資本準備 金 残高 (千円)
2025年7月1日 ～2025年12月 31日	—	1,030,890	—	4,321	—	3,811

(6) 【大株主の状況】

2025 年 12 月 31 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割 合(%)
ガレリア株式会社	東京都渋谷区神宮前 6 丁目 2 3 番 4 号 桑野ビル 2 階	1, 019, 900	98. 93
金山 靖昌	奈良県橿原市	10, 890	1. 06
株式会社 n e k k o	福岡県筑紫野市石崎 2 丁目 3 番 1 0 ― 2 0 1 号	100	0. 01
計	—	1, 030, 890	100. 00

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025 年 12 月 31 日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1, 030, 800	10, 308	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は 100 株であります。
単元未満株式	普通株式 90	—	—
発行済株式総数	1, 030, 890	—	—
総株主の議決権	—	10, 308	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【最近 6 月間の月別最高・最低株価】

月別	2025 年 7 月	2025 年 8 月	2025 年 9 月	2025 年 10 月	2025 年 11 月	2025 年 12 月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 2025 年 7 月から 12 月について売買実績はありません。

3 【役員の状況】

2025 年 9 月 29 日付の発行者情報公表日以後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963 年大蔵省令第 59 号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

- (2) 中間財務諸表については、証券会社制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 115 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、証券会社制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 127 条第 3 項の規定に基づき、当中間会計期間（2025 年 7 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで）の中間財務諸表について、大手前監査法人により期中レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第 9 期事業年度 監査法人コスモス

第 10 期中間会計期間 大手前監査法人

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025 年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (2025 年 12 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,210	29,462
売掛金	12,958	15,565
前払費用	3,022	4,081
未収入金	1,046	936
その他	116	286
流動資産合計	42,354	50,332
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	※ 146	※ 110
有形固定資産合計	146	110
無形固定資産		
ソフトウェア	5,812	4,687
無形固定資産合計	5,812	4,687
投資その他の資産		
長期前払費用	260	260
繰延税金資産	3,385	3,777
差入保証金	227	227
投資その他の資産合計	3,873	4,265
固定資産合計	9,832	9,063
資産合計	52,187	59,395

(単位：千円)

	前事業年度 (2025 年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (2025 年 12 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,156	2,915
短期借入金	13,000	—
1 年内返済予定の長期借入金	5,580	9,252
未払金	3,532	2,931
未払費用	4,736	4,844
未払法人税等	70	35
未払消費税等	2,020	2,816
預り金	679	1,540
前受金	660	1,430
流動負債合計	34,435	25,765
固定負債		
長期借入金	25,380	32,383
固定負債合計	25,380	32,383
負債合計	59,815	58,148
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,321	4,321
資本剰余金		
資本準備金	3,811	3,811
資本剰余金合計	3,811	3,811
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△15,760	△6,886
利益剰余金合計	△15,760	△6,886
株主資本合計	△7,627	1,246
純資産合計	△7,627	1,246
負債純資産合計	52,187	59,395

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
売上高	60,491	70,177
売上原価	19,737	18,354
売上総利益	40,753	51,823
販売費及び一般管理費	※ 56,934	※ 45,253
営業利益又は営業損失 (△)	△16,181	6,569
営業外収益		
補助金収入	750	—
助成金収入	—	2,132
その他	481	69
営業外収益合計	1,231	2,201
営業外費用		
支払利息	201	250
営業外費用合計	201	250
経常利益又は経常損失 (△)	△15,151	8,520
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	△15,151	8,520
法人税、住民税及び事業税	35	38
法人税等調整額	92	△392
法人税等合計	128	△353
中間純利益又は中間純損失 (△)	△15,279	8,874

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自2024年7月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	資本剰余 金 合計	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	4, 321	3, 811	3, 811	△6, 067	△6, 067	2, 065	2, 065
当中間期変動 額							
中間純損失 (△)				△15, 279	△15, 279	△15, 279	△15, 279
当中間期変動 額合計	—	—	—	△15, 279	△15, 279	△15, 279	△15, 279
当中間期末残 高	4, 321	3, 811	3, 811	△21, 347	△21, 347	△13, 214	△13, 214

当中間会計期間（自2025年7月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	資本剰余 金 合計	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	4,321	3,811	3,811	△15,760	△15,760	△7,627	△7,627
当中間期変動 額							
中間純利益				8,874	8,874	8,874	8,874
当中間期変動 額合計	—	—	—	8,874	8,874	8,874	8,874
当中間期末残 高	4,321	3,811	3,811	△6,886	△6,886	1,246	1,246

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	△15,151	8,520
減価償却費	1,198	1,161
補助金収入	△750	—
助成金収入	—	△2,132
支払利息	201	250
売上債権の増減額 (△は増加)	2,090	△2,607
前払費用の増減額 (△は増加)	△2,676	△1,058
前渡金の増減額 (△は増加)	1,650	—
立替金の増減額 (△は増加)	△1,160	△171
未収入金の増減額 (△は増加)	661	110
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△604	—
仕入債務の増減額 (△は減少)	△812	△1,240
未払金の増減額 (△は減少)	△1,411	△601
未払費用の増減額 (△は減少)	1,363	108
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△2,672	796
前受金の増減額 (△は減少)	—	770
その他	△151	839
小計	△18,224	4,746
利息の支払額	△202	△251
法人税等の支払額	△70	△70
補助金の受取額	750	—
助成金の受取額	—	2,132
その他	5	19
営業活動によるキャッシュ・フロー	△17,741	6,578
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△120	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△120	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	13,000	△13,000
長期借入による収入	—	13,000
長期借入金の返済による支出	△5,977	△2,325
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,023	△2,325
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△10,837	4,252
現金及び現金同等物の期首残高	36,821	25,210
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 25,983	※ 29,462

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の展開するマーケティングDX事業は、マーケティング施策の運用代行を行う実働型支援や、内製化支援のサービスを提供しております。このうち実働型支援の大部分及び内製化支援サービスは、顧客との契約期間にわたり継続して役務の提供を行うことで履行義務を充足するものであるため、契約期間にわたり収益を認識しております。また、実働型支援の一部においては、顧客からの発注に基づき制作した成果物を納品し、顧客が検収した時点で履行義務を充足したものであるとして収益を認識しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(中間貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年6月30日)	当中間会計期間 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,015千円	1,052千円

(中間損益計算書関係)

※ 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
有形固定資産	73千円	36千円
無形固定資産	1,125千円	1,125千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,030,890	—	—	1,030,890
合計	1,030,890	—	—	1,030,890
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2025 年 7 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,030,890	—	—	1,030,890
合計	1,030,890	—	—	1,030,890
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2025 年 7 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
現金及び預金勘定	25,983 千円	29,462 千円
現金及び現金同等物	25,983	29,462

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」は現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2025 年 6 月 30 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1 年内返済予定を含む）	30,960	30,309	△650
負債計	30,960	30,309	△650

当中間会計期間（2025 年 12 月 31 日）

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1 年内返済予定を含む）	41,635	40,546	△1,088
負債計	41,635	40,546	△1,088

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025 年 6 月 30 日）

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金（1 年内返済予定を含む）	—	30,309	—	30,309
負債計	—	30,309	—	30,309

当中間会計期間（2025 年 12 月 31 日）

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金（1 年内返済予定を含む）	—	40,546	—	40,546
負債計	—	40,546	—	40,546

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1 年内返済予定を含む）

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を元に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自 2024 年 7 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	マーケティング DX 事業
一時点で移転される財又はサービス	600
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	59,891
顧客との契約から生じる収益	60,491
その他の収益	—
外部顧客への売上高	60,491

当中間会計期間（自 2025 年 7 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	マーケティング DX 事業
一時点で移転される財又はサービス	3,445
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	66,732
顧客との契約から生じる収益	70,177
その他の収益	—
外部顧客への売上高	70,177

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「注記事項（重要な会計方針）3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	前事業年度 (2025 年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (2025 年 12 月 31 日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	13,136	12,958
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	12,958	15,565

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初に予想される契約期間が 1 年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、マーケティング DX 事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2024 年 7 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
株式会社ワイズマン	6,600	マーケティング DX 事業

当中間会計期間（自 2025 年 7 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	△7.40円	1.21円

1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり中間純利益又は中間純損失(△)	△14.82円	8.61円
(算定上の基礎)		
中間純利益又は中間純損失(△) (千円)	△15,279	8,874
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益又は中間純損失(△) (千円)	△15,279	8,874
普通株式の期中平均株式数(株)	1,030,890	1,030,890

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、また、前中間会計期間は中間純損失であるため記載をしております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 3 月 31 日

テクロ株式会社
取締役会 御中

大手前監査法人

大阪府大阪市

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 橋口 健志

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 本出 一正

監査人の結論

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているテクロ株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第10期事業年度の中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テクロ株式会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2025年6月30日をもって終了した前事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表及び前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2025年3月31日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明しており、また、当該財務諸表に対して2025年9月29日付けで無限定適正意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間

財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上